

議案第16号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 災害対応特殊高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材
- 2 取得金額 金40,920,000円
- 3 取得目的 車両更新計画に基づき、つくば市中央消防署桜分署の災害対応特殊高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入する。
なお、現在使用している車両等は、引き続き使用する。
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 5 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目3番24号

茨城トヨタ自動車株式会社

代表取締役 幡谷 史朗

(提案理由)

重症傷病者の救命率の向上を図るために、災害対応特殊高規格救急自動車の更新及び高度救命処置用資機材を取得するため、この案を提出するものである。

